

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

調布市長 長 友 貴 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、物品借上げに係る賃貸借契約の変更により損害を与えたことによる損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 742,500円
- 2 損害賠償の相手方

千代田区丸の内3丁目4番1号

株式会社 J E C C

営業統括本部長 石 崎 洋